

日本農村医学会賞表彰規程

施行 昭和 27 年 7 月 1 日

第 1 条 一般社団法人日本農村医学会は、本学会における研究業績あるいは本学会の発展に、とくに顕著な功績をあげた会員に対して、日本農村医学会賞（以下、学会賞という）を授賞する。

第 2 条 学会賞は理事、監事、評議員の推薦により常任理事会の審議を経て理事会において決定する。

第 3 条 会員は理事、監事、評議員に学会賞推薦を申出ができる。

第 4 条 推薦したい研究業績あるいは功績があるときは、候補者の氏名、所属、研究業績名あるいは功績内容ならびに推薦理由（500～1,000 字）を記した推薦書を学会事務局に提出する。

第 5 条 表彰は通常総会において行う。

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. 日本農村医学会賞は昭和 27 年 7 月 1 日から施行する。
2. 改訂規程は昭和 62 年 6 月 19 日から施行する。
3. 改訂規程は平成 23 年 11 月 9 日から施行する。